

○国土交通省告示第二一一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年2月25日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道9号改築工事（益田道路・島根県益田市高津一丁目地内から同市飯田町地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 島根県益田市高津一丁目、高津五丁目、高津三丁目、高津二丁目、高津町及び飯田町地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県益田市遠田町地内から同市飯田町地内までの延長6,300mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道9号改築工事（益田道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道9号（以下「9号」という。）は、京都府京都市から、兵庫県、鳥取県、島根県を經由して、山口県下関市に至る京阪神地方と中国地方とを連絡する重要な幹線道路であり、島根県内においては、県内の主要都市を連結する唯一の幹線道路である。

このうち、本件区間に係る9号（以下「現道」という。）は、一部区間を除き、大半が車道幅員6.5m程度の狭小な2車線道路であり、近年の自動車交通量の増加に伴い、交通渋滞が発生していることから、幹線道路としての機能が低下し、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

平成11年度道路交通センサスによると、島根県益田市栄町地内における交通量は24,611台/日、混雑度は1.73となっている。また、島根県交通渋滞対策協議会が策定した「島根県第3次渋滞対策プログラム」において、中吉田交差点及び須子交差点が主要渋滞ポイントに指定されており、平成14年2月に起業者が実施した調査によると、朝夕のラッシュ時には中吉田交差点を起点として浜田方面へ620m、須子交差点を起点として山口方面へ560mの渋滞長が確認されている。

また、益田市中心部から西方向へ約3.8kmの場所に位置する石見空港は、現道からのアクセス道路の整備が不十分であり、定時性が確保されていない。

加えて、島根県下の9号は、安来道路、松江道路、江津道路及び浜田道路が自動車専用道路として2車線で暫定供用されているが、9号に代わる東西方向への幹線道路や、県内を一体的に結ぶ高規格幹線道路もないことから、長距離交通も9号に依存するとともに、平成14年5月の浜田市治和町地内における交通事故の発生時には、通行規制時間が4時間にも及ぶなど、交通事故や自然災害に脆弱な交通事情となっている。

本件事業の完成により、本件区間における交通の分散が図られ、現道の交通渋滞が緩和されるとともに、島根県が施行している石見空港道路と相まって、石見空港までの移動時間の短縮、定時性の確保が図られる。また、本件道路に接続する三隅益田道路及び浜田三隅道路が整備されることにより、高速自動車国道浜田自動車道を經由して高速自動車国道中国縦貫自動車道と接続し、高速交通ネットワークを形成するとともに、9号の代替路線としての機能が発揮され、地域経済の発展及び活性化に寄与することが期待される。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、島根県が平成10年2月に環境影響評価を実施し、騒音について保全措置を講じることにより環境基準を満足すると評価されている。さらに、平成32年の計画交通量により、起業者が平成16年3月に環境影響評価法（平成9年法律第81

号)等に準じて、環境影響評価を任意に再度実施したところ、騒音について一部環境基準を超える値がみられるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されている。起業者は、これらの結果を踏まえ、遮音壁を設置することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を図り、石見空港へのアクセス機能を強化するとともに、あわせて島根県内の高速交通ネットワークを形成し、9号の代替路線としての機能を発揮させることを目的とし、道路構造令(昭和45年政令第320号)第1種第2級の規格に基づき、4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成10年3月27日に都市計画決定、平成15年9月2日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は変更後の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように交通量が多く、交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線周辺の市町の長、議会議長等からなる国道9号益田地

域道路整備促進期成同盟会及び浜田・益田間高規格道路建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 島根県益田市建設部
国県事業推進課